

## 尾鷲産材活用促進補助金交付要領

### (通則)

第1 尾鷲産材活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、尾鷲市補助金等交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）及び新産業創造課関係補助金交付要綱（平成17年尾鷲市告示第 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助の対象)

第2 市長は、尾鷲産材を活用した住宅建設を促進することにより、地域木材需要の拡大を図り地場産業を振興することを目的に、別紙1の条件仕様に基づく、住宅建設に要する経費の一部を支援するため、予算の範囲内において、別紙2に定めた額の補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第3 補助金の交付を申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建設基準適合申請書
- (2) 建築確認通知書の写し等
- (3) 市内木材製材業者の出荷証明に類するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類等

### (補助金の交付決定等)

第4 市長は、第3の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の申請内容を変更（軽微な変更は除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業の遂行状況に関し市長の要求があったときは、直ちに書面により市長に報告しなければならないこと。
- (5) 精算の結果、補助金に余剰のあるときは、その全部又は一部を返還すべきこと。
- (6) 補助金の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずること。
- (7) その他市長が必要と認める条件。

(申請の取り下げ)

第6 申請者は、第4の2の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、第4の2の規定による補助金の交付決定通知のあった日から10日以内に、補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第7 第4の2の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請内容を変更(軽微な変更は除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。なお、補助金変更交付申請書の提出時においては、必要に応じ、第3に定める書類を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、必要に応じて所要の条件又は理由を付して補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8 補助対象者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の確認があった日から1月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物に関する検査済証の写し等
- (2) 建築物の写真(建前完了時・完成後)

(補助金の額の確定)

第9 市長は、第8の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、第9の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者が第5の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 補助対象者が第5及び第8の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

第12 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別紙 1

■ 補助条件

- ◇ 種 別：専用住宅、併用住宅（床面積の1／2以上を居住の用とする建築物）
- ◇ 用 途：新築（建て替え含む）及び大規模な増築（増築部分が80㎡以上）
- ◇ 構造材：尾鷲産材100%使用
- ◇ 内装材：主要な部屋で合計5坪以上の尾鷲産材を使用
- ◇ 合併処理浄化槽設置：※公共下水道等の整備地域は除く

◆ 補足事項

上記における尾鷲産材とは、尾鷲市内の木材業者から出荷された、ヒノキ、スギ、梅の木材とする。

【構造材：建設基準・仕様】

区 分	樹 種	備 考
土 台	桧	
柱	桧	管柱・通し柱
桁	桧・杉又は梅	
梁	桧・杉又は梅	
母 屋	桧又は杉	
棟木	桧又は杉	隅木等を含む
火打土台	桧	金属金具で代用可
火打梁	桧	金属金具で代用可
小屋束	桧又は杉	
筋 違	桧又は杉	

別紙 2

■ 補助金額

◇ 尾鷲市内に建築の場合

規 模	補 助 金 額
80 m <sup>2</sup> 以上 一律	300,000円